

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 2 月 6 日

月 曜 日

第 4163 号

目 次

告 示

○保安林の指定予定	1
○指定居宅サービス事業者の指定	2
○指定居宅介護支援事業者の指定	
○指定介護予防サービス事業者の指定	3
○指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	4

公 告

○土地改良事業の工事の完了	6
○開発行為の工事完了	

告 示

富山県告示第44号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の 2 の規定により告示する。

平成29年 2 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県黒部市阿弥陀堂字小屋野谷 1 の 1（次の図に示す部分に限る。）、8 の 2、魚津市東城字屋敷大平663、669の 2、670、字トノ島146から153まで、字吉原139、東山字笹木平 9 の17から 9 の20まで、字チシリ谷1862の 1、1864の 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第45号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

平成29年2月6日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670202470	
指定年月日	平成29年2月1日	
申請者	名称	合同会社ケアサポートひふみ
事業所	所在地	富山県高岡市野村1844番地メゾン藤20B
	名称	ヘルパーステーションひふみ
サービスの種類	訪問介護	

富山県告示第46号

指定居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護

支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

平成29年 2 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670500782	
指定年月日	平成29年 2 月 1 日	
申 請 者	名称	株式会社来夢
事 業 所	所在地	富山県氷見市伊勢大町 2 丁目 14 番 20 号
	名称	リハ・ハウス来夢居宅介護支援事業所
サービスの種類	居宅介護支援	

富山県告示第47号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第 115 条の 10 第 1 号の規定により公示する。

平成29年 2 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670202470	
指定年月日	平成29年 2 月 1 日	
申 請 者	名称	合同会社ケアサポートひふみ
事 業 所	所在地	富山県高岡市野村1844番地メゾン藤20B
	名称	ヘルパーステーションひふみ
サービスの種類	介護予防訪問介護	

富山県告示第48号

指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者から同法第 82 条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号の規定により公示する。

平成 29 年 2 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	株式会社瑠璃光
サービスの種類		居宅介護支援
事業所	名称	るりこう居宅介護支援事業所
	所在地	富山県氷見市伊勢大町 2 丁目 14-20
	介護保険事業所番号	1670500675
廃止年月日		平成 29 年 2 月 1 日

富山県告示第 49 号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により県営笹川地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営笹川地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 29 年 2 月 8 日から

平成 29 年 3 月 8 日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第50号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営平岡地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月6日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類
県営平岡地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成29年2月8日から
平成29年3月8日まで
- 3 縦覧の場所
富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第113条の2第2項の規定により公告する。

平成29年 2 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

届出者	事業主体	地 区	事 業 名	工事完了年月日
城端土地改良区	同 左	千福用水	団体営基盤整備促進事業 (農業用排水施設)	平成28年12月28日

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年 2 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市戸破字後宝1179番、 1180番及び1181番	同 左	道 路 下 水 道	射水市三ヶ3973番地	永森建設工業 株式会社

